

## 第1 管理計画区設定方針

大沼国定公園は4町（七飯町、鹿部町、砂原町、森町）に広がる面積9,083haを有し、大沼、小沼、蓴菜沼などの湖と活火山の駒ヶ岳（1,131m）、砂原岳（1,113m）等から構成されており、昭和33年7月1日に国定公園として指定されている。

本公園は、駒ヶ岳とその山麓に広がる湖沼群とが一体となった景観となっていることから、地域を区分することなく公園全体を一つの管理計画区（以下、「大沼管理計画区」という。）として取り扱う。

## 第2 大沼管理計画区

### 1 地域の概要

本公園は、駒ヶ岳及び砂原岳の特異な山岳と、堰止湖沼群が山麓に配置され、大沼には120余りの小島が点在するなど、変化の多い景観を呈している。

植生は、駒ヶ岳を中心に火山植生（ミネヤナギ群落、イヌコリヤナギ群落、ススキ群落など）、山麓に広がる落葉広葉樹林（ダケカンバ、シナノキ、ミズナラなど）及び水性・湿地性植生（ネムロコウホネ、ヨシ、ガマなど）が見られる。

動物は哺乳類ではユキウサギ、シマリス、キツネなどが、鳥類ではエゾライチョウ、オオルリ、アオサギなどが確認されている。また、大沼はオオハクチョウやカモ類等の渡り鳥の中継地点として重要な地域である。

利用形態は、南大沼の集団施設地区における自然探勝、舟遊びや散策、東大沼、大沼、宿野辺、日暮山などにおける野営場、園地、展望など及び駒ヶ岳登山となっており、一季（夏季）型で、日帰り及び通過型であるが、近年、各種の自然体験メニューの導入や冬期のイベント開催など一年を通して利用する傾向が見られる。

### 2 管理の基本的方針

#### (1) 保護に関する方針

##### ア 風致景観の特性及び保全対象

(ア) 駒ヶ岳山岳・南麓地区における山麓から頂上にかけての特異な山岳景観

(イ) 変化の多い湖沼景観

##### イ 保全対象の保全方針

(ア) 本地域の優れた自然環境及び風致景観を適切に保護するとともに、また地域の街並や周辺の自然環境との調和を図るために、従来からの取扱を勘案しつつ、各種行為に対する指導基準を定める。

(イ) 本公園の主要な構成要素である山岳景観及び湖沼景観を保全する。

#### (2) 利用に関する方針

##### ア 利用の特性及び利用方針

(ア) 適正で安全かつ快適な公園利用を推進するため、各利用拠点及びこれらを連絡する道路、歩道（登山道）、駐車場などについて、自然環境に配慮した施設整備や利用者の安全対策などを図る。

##### イ 利用施設の整備及び管理方針

(ア) 利用拠点やその周辺地域及び主要な沿道における自然環境との調和を図った建築物、看板類のデザイン、色彩などや電線類の地中化などについて、地元や関係機関の調整を推進する。

(イ) 公園内の公共施設の維持管理及び地区の美化清掃などについて推進を図る。

##### ウ 利用の指導及び利用規制方針

(ア) 快適な利用と自然とのふれあいを進めるため、自然探勝、登山などの公園利用の推進や無秩序な利用の規制などについて検討する。

### 3 風致景観の管理に関する事項

#### (1) 許可、届出等取扱方針

「自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）」及び「北海道国定公園許可届出事務取扱要領（平成12年3月31日付け自然第1361号環境生活部長通知）」によるほか、原則として次によるものとする。

#### ア 特別地域

行為の種類	取 扱 方 針
<p>1 工作物</p> <p>(1) 建築物</p> <p>(2) 道路</p> <p>(3) 電力、電話柱</p> <p>(4) その他の工作物</p>	<p>形状、色彩については、周辺の自然環境と調和を図るため、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>① デザイン、色彩等</p> <p>ア) 屋根の形状 原則として勾配屋根とする。やむを得ず陸屋根となる場合は原則として傾斜パラペット（傾斜の付いた庇）を付設する。</p> <p>イ) 屋根の色彩 屋根（パラペットを含む。）は原則として、こげ茶色、赤錆色又は暗緑色とする。</p> <p>ウ) 外壁の色彩 原則として、クリーム色、灰色、白色、茶色系統及び自然材料のままの色彩とする。</p> <p>エ) デザイン等 外部意匠は、極力単純な形態とし、周辺の自然環境と調和のとれたものとする。</p> <p>② 修景緑化 建築物の周囲には、できる限り修景のための植栽を行うものとする。</p> <p>③ 規模 南大沼地区及び西大沼地区にあつては「大沼国定公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成14年5月28日付け北海道告示第926号）」による。</p> <p>① 防護柵は、原則としてガードレールとし、色彩は灰色とする。</p> <p>② 防雪柵等の工作物は、極力単純な形状とし、色彩は灰色又はこげ茶色とする。</p> <p>③ 現道路から湖側は、湖岸の風致を維持するため、原則として拡幅を認めない。</p> <p>① 電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共架とする。</p> <p>② 利用拠点では可能な限り地下埋設とするよう指導する。</p> <p>③ 電柱の色彩は、原則として灰色又は焦げ茶色とする。</p> <p>色彩は、原則として灰色系統又はこげ茶色系統とする。</p>



1 工作物 (1) 建築物	建築物の新築、改築、増築に当たっては、周辺地域の風致に与える影響が予測されるので、原則として建築物の高さは、周辺の樹木の高さ等を考慮して、最高で20mとする。
------------------	---

(2) 公園事業

事業決定の内容及び「北海道国定公園事業取扱要領（平成12年3月31日付け自然第1362号環境生活部長通知）」によるほか、次によるものとする。

ア 集団施設地区

地区	整備計画区等	事業の種類	取 扱 方 針
南大沼	北部整備計画区	園地	付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
		博物展示施設	今後の利用動向を踏まえて、周辺の自然環境に十分配慮し整備するものとする。 付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
		舟遊場	付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
	南部整備計画区	宿舎	建築物の高さを16m以内とする。デザイン、色彩等については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
		園地	付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
	道路（車道）		付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)及び第2.3.(1).ア.1.(2)と同様とする。
	道路（歩道）		付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
	給水施設		原則として地下埋設とする。
	排水施設		原則として地下埋設とする。

イ 単独施設地区

事業の種類	地 区	取 扱 方 針

1 道路 (車道)	全線	付帯施設等の取扱いについては、第2.3.(1).ア.1.(1)及び第2.3.(1).ア.1.(2)と同様とする。
	大沼周回線	<p>南大沼集団施設地区を中心に大沼湖岸沿いを一周する道路である。道路の改良に当たっては、周囲の自然環境に配慮して施工するものとし、湖岸景観や地形等も考慮して、歩道や自転車道は部分的に道路から分岐したルートも検討する。</p> <p>また、現道路から湖側は、湖岸の風致を維持するため、原則として拡幅を行わないこととする。</p>
	小沼周回線	<p>大沼と小沼の分岐する付近で大沼周回線から分岐し、小沼の湖岸沿いに国道5号線に至り、大沼トンネルの手前から南大沼集団施設地区に至る一周道路である。</p> <p>現道の改良に当たっては、長大法面が生じないような工法を取り入れるなど周囲の自然環境や景観の保全に配慮するものとする。</p> <p>また、現道路から湖側は、湖岸の風致を維持するため、原則として拡幅を行わないこととする。</p>
	大沼鹿部線	鹿部町方面から大沼の銚子口付近で大沼周回線に合流する道路である。現道の改良に当たっては、支障木の伐採を極力伴わないよう指導するものとする。
	蓴菜沼小沼線	<p>森町赤井川方面からの国道5号線が小沼西側付近で小沼周回線と合流する道路である。現道の改良等に当たっては、長大法面が生じないような工法を取り入れるなど周囲の自然環境や景観の保全に配慮するものとする。</p> <p>また、現道路から湖側は、湖岸の風致を維持するため、原則として拡幅を行わないこととする。</p>
	日暮山線	蓴菜沼小沼線（国道5号線）から分岐して日暮山園地に到達する道路及び小沼周回線に合流する道路である。日暮山園地に到達する区間の改良に当たっては、樹木の伐採を極力避け、拡幅も最小限とする。拡幅が困難な場合は車両交差のための待避所を設けるなどの方法も検討することとする。
	大沼峠線	大沼峠から蓴菜沼小沼線に合流する町道（旧国道5号線）で、防災時の非常用道路の役割を果たしている。現道の改良に当たっては、樹木の伐採

		を極力伴なわないよう指導するものとする。
	駒ヶ岳登山線	大沼周回線から、分岐して駒ヶ岳中腹園地へ到達する道路及び公園区域外から前述の道路に合流する道路である。大沼周回線から分岐する道路の一部に未開設区間があるので、今後の利用動向を踏まえて整備を図るものとする。また、第1種特別地域を通過する部分については自然環境の保全に充分配慮することとする。
2 道路 (自転車道)	大沼周回線	大沼公園駅前から大沼湖を一周する自転車道である。大沼周回線道路(車道)の拡幅工事と並行して自転車道の整備が進められている。自転車道の整備に当たっては、周囲の自然環境に配慮して施工するものとし、湖岸景観や地形等も考慮して、歩道や自転車道は部分的に道路から分岐したルートも検討する。 また、現道路から湖側は、湖岸の風致を維持するため、原則として拡幅を行わないこととする。 付帯施設等の取扱いについては、第2.3.(1).ア.1.(1)及び第2.3.(1).ア.1.(2)と同様とする。
3 道路 (歩道)	全線	付帯施設等の取扱いについては、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
	地獄湾登山線	大沼の地獄湾地区から駒ヶ岳への既設登道である。今後の整備については現道の維持を図るものとする。
	焼山登山線	駒ヶ岳登山線車道の終点から駒ヶ岳への既設登山道である。今後の整備については現道の維持を図るものとする。
	大沼登山線	東大沼の七飯町青少年センターユートピア大沼から駒ヶ岳への計画登山道である。今後の整備に当たっては、利用動向を見ながら整備を図るものとする。
	蓴菜沼周回線	蓴菜沼の入口園地を拠点として蓴菜沼を一周する計画歩道である。今後の整備に当たっては利用動向を見ながら探勝歩道として整備を図るものとする。
	吉野山周回線	大沼、小沼の南側に所在する吉野山付近にある計画歩道である。今後の整備に当たっては利用動

		向を見ながら整備を図るものとする。
	日暮山登山線	小沼湖畔側から日暮山へ到達する計画歩道である。今後の整備に当たっては利用動向を見ながら日暮山への登山歩道として整備を図るものとする。
	小沼展望線	大沼トンネル付近に位置している自然探勝歩道である。今後の整備に当たっては改良程度にとどめるものとする。
	砂原岳登山線	砂原町側から砂原岳へ到達する既存登山歩道である。今後の整備については既設の登山道の維持を図るものとする。
4 宿舎	全地区	デザイン、色彩等については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
5 園地	全地区	公園の利用施設として、ピクニック、散策、休息、展望等に利用されている。整備に当たっては、大沼の景観を構成している貴重な自然林、植生を保護するとともに、危険防止柵等の措置を講じ、安全で快適な利用施設づくりを進めるものとする。 付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
6 野営場	全地区	公園内の野営場として、東大沼及び宿野辺川口の2箇所にある。収容能力が少ないため、夏期の利用最盛期には利用者が多く収容が困難な状態となっている。このため、既存野営場の整備拡充を検討することとし、快適な利用の増進を図るものとする。 付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
7 舟遊場	全地区	付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
8 植物園	宿野辺川口	付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
9 運輸施設 (係留施設)	全地域	付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。

10 運輸施設 (船舶運送施設)	大沼小沼線	<p>本公園の主要な利用施設である。駒ヶ岳を背景とする大沼、小沼の遊覧利用は、今後とも利用の増進が進むものと考えられる。運行に際しては、船舶航行により発生する波浪が湖岸及び島嶼の湖岸の洗掘に影響及ぼすことのないよう運行速度について指導するものとする。</p> <p>付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。</p>
	森林公園線	<p>南大沼と森林公園を連絡する計画路線である。今後の整備に当たっては利用動向を見ながら整備を図るものとする。</p> <p>付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。</p>
11 ゴルフ場	西大沼	<p>小沼の北側に2コースのゴルフ場が整備されている。昭和40年前後に設置されたコースであり、施設の改良整備等に当たっては、周辺への自然環境の保全に配慮し、既存ゴルフ場の改良に当たっても、道の「ゴルフ場開発の規制に関する要綱」に準拠して整備を行うものとする。</p> <p>付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。</p>

#### 4 地域開発、整備に関する事項

##### (1) 自然公園施設

この地区の利用は、自然探勝、舟遊び、野営場、園地や歩道等を利用した保健休養型の利用が主体であることから、施設の整備に当たっては、周辺の風致景観や自然環境の保全に配慮しつつ、自然とのふれあいの推進に資する施設、高齢者や障害者等も安全で快適に利用できる施設の整備を進め、適切な維持管理に努める。

また、既存施設の補修改良に当たっては、バリアフリー化などの検討も含め、計画的に整備を進める。

##### (2) 一般公共施設

極力樹木の伐採が生じない内容にするなど風致の維持に十分留意して進めるものとする。

#### 5 道有の土地及び施設の管理に関する事項

大沼国定公園内には自然公園用地として約127haの道有地があり、園地、駐車場、歩道、橋梁及び公衆便所等の利用施設が整備されている。

これらの管理については、風致景観の維持に努めながら利用者の安全対策に充分配慮する。

#### 6 利用者の指導等に関する事項

##### (1) 自然解説に関する事項

この地域には、駒ヶ岳及び砂原岳山麓の森林地帯と、大沼、小沼及び蓴菜沼等の湖沼など、豊かな自然環境が残されており、また、駒ヶ岳及び砂原岳は、比較的気軽に登山できる山岳であり、火山噴火による土質等の変化や、高山植物など多くの興味対象が存在し、自然観察



の適地である。

このため、各種団体や関係機関が協力しながら、専門の講師による自然観察会、自然観察登山会、探鳥会等の行事が定期的開催されるよう努めるものとする。

また、観光協会、公園内事業者等の協力を得ながら、自然解説に関する資料の作成配布等を行い、自然解説、自然保護教育活動を行うこととし、自然解説等のための解説板や博物展示施設の整備拡充についても検討する。

## (2) 利用の規制

### ア スノーモバイル等車馬の乗り入れ規制

公園内における一般車両等車馬の乗り入れ規制区域の周知のために、標識類を設置し、あわせて、関係機関の協力を得ながら規制の徹底を図る。

### イ 野営の規制

駐車場と野営場の適切な管理を図る。また、路上駐車や野営場以外での野営の防止などについて、関係機関の協力を得ながら指導する。

### ウ 植生保護のための利用指導

駒ヶ岳には高山性植物が生育しており、歩道以外の立ち入りを行わないよう指導する。

### エ 静穏な環境等の維持

自然公園にふさわしい静かな環境の維持に努める。特に利用拠点での案内放送は必要最小限とし、また、音楽放送は行わないよう指導するものとする。

## (3) 利用者の安全対策

駒ヶ岳は、活火山としてしばしば噴火を繰り返してきており、札幌管区气象台など調査研究機関による常時監視が行われていることから、関係機関の緊密な連絡により、これらの情報の早期収集を行い、利用者の安全対策については、駒ヶ岳火山防災会議協議会をはじめ関係機関の協力のもとに進めるとともに、利用上の危険な箇所については、注意標識等の設置や利用者への指導を行うものとする。

## 7 地域の美化修景に関する事項

### (1) 美化清掃計画

本地域における国定公園施設の美化清掃については、(財)自然公園財団大沼支部に委託しており、それ以外の施設は、それぞれの設置管理者の責任において実施している。

今後、余暇活動等のフィールドとして、利用者の増加が考えられることから、美しい自然公園としてのイメージを損なわないように、地域住民と関係機関が一体となって、計画的に各種取組みを行うものとする。

また、ゴミや産業廃棄物などの不法投棄防止については、広報誌等により、地域住民や関係機関に周知を図り、協力を求める。

### (2) 修景緑化計画

建物等が密集している南大沼集団施設地区については、建物周囲の緑化を推進することとする。

樹木等の植栽に当たっては、原則として、ブナ、サワグルミ、トチノキなど、大沼を特徴づける樹種を採用するよう指導することとする。

### (3) 湖岸周辺の自然環境及び湖水環境

大沼・小沼の湖岸周辺の自然環境及び湖水環境の適切な維持・保全等について、関係機関の協力を得ながら進めるものとする。

## 8 その他

### (1) 関係各種団体の指導育成に関する事項

本公園は、自然保護教育活動や自然観察会等を行う場所として最適の自然環境にあることから、地域の各種団体や自然保護団体が開催する自然観察会などの行事に対し、地元町や支庁等が積極的に協力して行くこととする。

南大沼集団施設地区区域図及び計画図（略）